

証拠物件の適正な取扱い及び保管の徹底について

平成24年 4月16日

道本刑第183号

(生企・地・交企・公1合同)

/警察本部各部、所属の長/警察学校長/各方面本部長/各警察署長/あて

先般、他府県の警察署において、強盗強姦事件の証拠物件として保管されていたタバコの吸い殻1本が紛失し、刑事課長が紛失の発覚を免れるため事件と無関係の吸い殻を用意し、部下に命じて保管させるという事案が発生し、また、殺人及び現住建造物等放火事件の差し戻し判決で、裁判所が無罪を言い渡したが、その判決の中で、当該事件で採取された吸い殻が紛失していたことについて、厳しい批判がなされた。

証拠物件の取扱い及び保管については、北海道警察証拠物件管理規程(平成15年警察本部訓令第22号。以下「管理規程」という。)及び証拠物件の適正な取扱い及び保管に関する留意事項について(平22.5.19道本刑第1252号(生企・地・交捜・公1合同))により、その適正な取扱い等について指示してきたところである。

各所属にあっては、次の事項を改めて周知徹底し、この種事案の防止に万全を期されたい。

記

1 証拠物件の保管管理の重要性に対する認識の徹底

昨今、客観証拠が重視される傾向が一段と強まっている中、犯罪の立証における証拠物件の重要性は従来に比して大きくなっており、その取扱い及び保管の是非が、犯罪立証の成否を左右する場合も少なくない。したがって、証拠物件の押収、鑑定、保管等の各段階において、慎重かつ的確な取扱いを徹底し、証拠物件の滅失、変質、散逸、誤廃棄等が起こることのないように、捜査員一人一人の意識を改めて喚起する必要がある。

2 証拠物件の保管管理の徹底

確実な押収の徹底

現場において証拠価値が認められる物を収集する際には、確実に押収手続をとること。

なお、その時点で、証拠価値の有無が明確でないものであっても、後日、証拠価値を有すると判明する可能性があることに鑑み、必要に応じて捜査主任官に確認を求めるなどして、将来的に証拠価値を有する可能性があるものについては、押収手続をとり、保管、還付、廃棄等の措置を確実に記録しておくこと。

鑑定等に際しての証拠物件の出納状況の明確化

証拠物件を押収後、直ちに科学捜査研究所等に鑑定囑託する場合には、証拠

物件管理簿等への記載漏れが生じやすく、これらの物件が鑑定先から戻ってきた際に確実な管理がなされないと、書類上の出納状況が明らかでないことと相まって、紛失、誤廃棄のおそれが生じやすい。このような実態に鑑み、鑑定嘱託した証拠物件の証拠物件管理簿冊等への記載を確実にを行うなど、出納状況を明らかにするための措置を徹底すること。

長期保管物件の保管管理の徹底

証拠物件は、押収後、1か月を経過した時点で、その出納の機会が少なくなると考えられることから、長期保管の措置をとることとされている。したがって、長期保管するに至った証拠物件については、他の証拠物件との混同又は滅失、散逸の防止を図るため、早期に封印し、捜査、点検等の必要のない限り原則として開披しないこと。

実質的な点検の実施

証拠物件の保管状況の点検については、管理規程により、規定されているところであるが、一部の警察署においては定期点検又は引継ぎ点検結果の書面の記載に形骸化が認められるところである。したがって、管理規程に基づいた定期点検及び引継ぎ点検を確実に実施すること。

3 事故発生時の速やかな措置

証拠物件について紛失等の事故が発生したときは、管理責任者に速やかに報告して必要な指揮を受けなければならないと規定されていることから、事故発生時の措置について再度教養を徹底すること。その際、事故の再発を防止する観点からも、幹部のみならず組織内において広く情報を共有し、相互に注意を喚起するよう努めること。